

## 「大分県外来医療計画(素案)」に対する県民意見の募集結果について

(1)実施期間 令和2年1月17日(金)～2月17日(月)  
(2)提出意見 4件

番号	ご意見の概要	県の考え方及び反映状況
1	<p>第3章 今後の施策の方向</p> <p>今後増加する高齢者や認知症患者、生活習慣病患者に対応するため、整形外科医、循環器内科、総合内科が必要と思う。新規開業者に初期救急や在宅医療を求めて対応できるのか。</p>	<p>今回の計画は、外来医療の偏在・不足等に対応するため、新規開業者等に対し、地域で不足する外来医療機能(初期救急医療、在宅医療、公衆衛生に係る医療等)を担うことを求めることが主な趣旨です。</p> <p>診療科別の医師の偏在の課題については、現在、厚生労働省医師需給分科会において研究等が行われており、それらに留意しながら今後の対応を検討していきたいと考えています。</p>
2	<p>第3章 今後の施策の方向</p> <p>新規開業の届出様式に、地域で不足する外来医療機能を担うことによる旨の記載欄を設けるとあるが、同意しなかった場合は開業できないのか。</p>	<p>合意する旨の記載がない場合等においては、原則として新規開業者に対し、協議の場(各圏域の地域医療構想調整会議)への出席又は合意しない理由等の文書の提出を求めていきます。したがって、合意しなかつた場合において開業できないということはありません。</p>
3	<p>第4章 医療機器の効率的な活用</p> <p>医療機器の共同利用を推進することについて賛同。医療を効率的に提供することは重要。実効性のある取組となるよう工夫してもらいたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>○医療機関が対象となる医療機器を購入する場合は、原則として、当該医療機関に対して、当該医療機器の共同利用に係る計画の作成を求めることとします。</li><li>○共同利用計画については、以下の内容を記載することとします。<ul style="list-style-type: none"><li>・共同利用の相手方となる医療機関</li><li>・共同利用の対象となる医療機器</li><li>・保守、整備等の実施に関する方針</li><li>・画像撮影等の検査機器については画像情報及び画像診断情報の提供に関する方針</li><li>・共同利用を行わない場合は、その理由</li></ul></li><li>○共同利用計画の内容や、共同利用を行わない場合の理由等について、確認を行います。 (27～28頁参照)</li></ul>
4	<p>第4章 医療機器の効率的な活用</p> <p>医療機器についてはどこにどれだけあるのか、把握しておくべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>○県では、医療機関に対して、医療機器の保有状況等についてのアンケート調査を実施しました(R2年1～2月に実施)。</li><li>○調査結果から、医療機器を保有する医療機関の一覧を作成し、医療機器の配置状況を把握できる環境を整えます。また、一覧表については、随時更新を行えるよう、県のホームページに掲載します。 (27頁参照)</li></ul>